

減免が受けられる方の範囲は？

障害の区分		障害の程度		
		・身体障害者等本人が運転①	・身体障害者等と生計を一にする方が運転 ・身体障害者等のみで構成される世帯の 身体障害者等を常時介護する方が運転 (世帯構成員も下記等級に該当される 場合に限ります。)②	
身体障害者手帳	視覚障害	1級～3級・4級の1	1級～3級・4級の1	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級の1(両上肢機能の著しい障害)・2級の2(両上肢の全ての指を欠くもの)	
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
	体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級(1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能	1級～6級	1級～3級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級・3級	1級・3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級		
戦傷病者手帳	減免対象となる障害の程度は各県税事務所にお問い合わせください。			
療育手帳(知的障害者)	重度(A)			
精神障害者保健福祉手帳(精神障害者)	1級			

- 注 1 減免制度において「身体障害者等」とは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方をいいます。
- 2 「身体障害者等と生計を一にする方」とは、身体障害者等と日常生活の資を共通にしている同居の親族の方をいいます。
- 3 「身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する方」とは、身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等が所有する自動車をもつばら当該身体障害者等の通勤・通学等のために、継続して(1年以上)日常的に(週3日程度以上)運転する方であって、当該身体障害者等の住所地の福祉事務所長等の確認を受けた方をいいます。
- 4 複数の障害がある場合でも、原則として個々の障害の等級により判断されます。